特別
チ9
5029
1

宮城県図書館

横山家蔵

58 2134

登佐てまこ記そ物ゆ。許多の交ゆ。
に鏡乃物ゆ。誠小奚姫不測ゆ。相紙ゆ。
ゆ。
さ。めごと。ゆ。当時浮橋
て。其流ゆ。地祇のこ。天照大神ゆ。
乃岩戸ゆ。時ゆ。石凝姥ゆ。神のふき
ゆ。ゆ。神のゆ。稲ゆ。
ゆ。ゆ。ゆ。治ゆ。

鏡を造りて石ひこまるやかの事を神も。
ちきてまた道あやもちづてん自ちかのうを
をまてのひけまを諸神をうれ学ぶ立
まつ神の風よ。雲雨もてまへ人うもて自。
やをれ八雲をうちまを此神をとをもてめぐ
をけまを御垣ちく。下津岩根の宮柱
ふとしげ太ちまをうちや。即今大和国城
下都八百のうちあまを鏡作大明神をうの

国花
玉花
神武天皇全
譜

国城大和ひうをを神の鋳そめ鏡は金
をちの御ふとうをとをりけうちく。山を跡と書て。
大和ちをいひ絶へけうとるん其古き跡ちを今の
香久山ちまをうの。かをを山をうをを。
人乃国ちを鏡をそ。をのを成をを。なをぐちを
をうををををををを鏡をを鋳ちを人を。
一日二日ををををを。我国の石を流ををひをり。
をのををををを。優ををををを。熟色をを

なるべしなどいふ人のことを檀那とも同行とも今いかなる
事をも見聞絶し月日をとるべきなり鑄物
師の鏡をぶたるるかなへ形ばかりなる電光
の金をぶたるるがごとし其疵をかくし尋
常なるぬるを美しきとのみ思へり世事とても
きはめいのちをば社其外方のまもりあるを思
しき境なるべかりける事いとなるべきなり其
いとぐ邪心なくして人をするなれば正き人
のことを学べと背くなれば仏ぞうへそ
いのりをくるなれど中はわるく拙
き事いつかはやめ神のうけ給ふをば
なるべしなどいはんに乃大なる邪なれば
たとへあるをばぶたるるなれば
業なれのことをのがれ

本朝鏡之品類

伊勢両宮しるしの御とは記紀也天地ひらけし後萬物とぐよりさきまづ出れ
まづ紙でうと号ぐよりさきまづ
国常立乃尊と神天の御量事とを
て御とみの金紙撰び出三才相應乃真御津
の鏡と接わらうのつの神の御名を天鏡と号
やゆ中しきかのまくも神の道わらうなり

天地のとぐるとそるるけれやうの三りの鏡へ
一りハ伊勢の神宮より出るとまつ一りハ荒祭
宮一りハ多賀乃宮よりのかわるゝ鏡乃法式其
道〻もの人ハ勿論〻深くはゝしむ事わるく
決所ゆゑのせどど
次石凝姥の鏡ゝるひけり鏡ハ先一面ハ大神宮に
乃〻ゝるまつる八咫鏡一面ハ紀伊國より海まと
日前ハ神社よりわる日矛鏡ゝり

在ゝ之宣
様ゝ分明

神武より廿五年四月丙戌
己丑ハ三年二ヲ埋ルト有

南方山川清

次大倭姫皇女鑄ゝくまつる鏡許女御へ同乃
先勢刀小朝熊山よわる已ゝ七面ひけるゝ
次出雲神天皇漸神威よるそまさるゝ同ひて神
代の鏡と名とゝ奥石凝姥乃神のすゝ
よ天国一箇宮神ゝ祈て香久山の金ゝ
鑄わるゝ名ゝ名わるゝ決殘神の日矛ゝ
三種ハ神寶乃一りハ鏡ゝり是天照大神の御
孫ゝ豊葦原の國とゝびきゝ所ゝ名わゞ子

心寶乃鏡を乃んで書に乃るごとくすべ
しるわりしたち分て鏡と重ごとに百ふとうん

鏡作遠祖天糠戸命御製作
八咫鏡之系譜并一巻之記録あり
地神才五葉ふ合ゐる御製作
繪号家之書傳よりあり

右水同
十種神寶之中よりあり家之
書傳よりあり

一八咫鏡
　俓裏紋繪譜秘傳
一無縁鏡
一方笏鏡
一興津鏡
　羸都代

裏紋并鏡之像習あり
　邊都代
一邊津鏡
　十種神寶之中よりあり家
　之書傳よりあり
　裏紋并鏡之像習あり
一陰陽交儀鏡
　家之書傳よりあり
　裏紋習わり婚礼用ゐ
一修行壇上鏡
　俓并裏紋すりひのの
一星祭鏡
　九面

径大小并裏紋調子習わり

神武帝之時神鏡之由

一盤鏡

模様別有圖

一御正体并御撫物鏡

径并耳付鐘様磨様有二代之法式

一御佩鏡

径并裏紋習わり

一東方青龍鏡

径裏紋口傳

一西方白虎鏡

径裏紋口傳

一南方朱雀鏡

径裏紋口傳

一北方玄武鏡

径裏紋口傳

石城廓四方必用之除凶招吉之

一三十六禽紋鏡　一面

俓裏紋有所所謂倭廓之中央ヨ
亟之手其餘用事安之

一十二辰鏡　十二面

唐ヨリ伝ハリ家の傳ヘヨリ

俓裏紋ヨ傳婚禮用件鏡而拍日運云く

唐例曰　堯帝王母鏡十二面隨日用之　堯帝臣尹壽鏡鑄姉云く　年未女子之弟ヨ　之用ル

一愛敬鏡

俓裏形法式密傳

石光敬鏡ハ愛敬神野帝の御時ヨリ弘仁三
年の比越前國某乃娘ハ千ん丹姿れを世
にとゞれ青柳乃まの風ヨを伝ふ代ゆゑん
なゞ乃得乃事と百姿の四ヨ時く流をあらけ
き小帝四の間石いうヨをそゝぐかわ乃を行ふ
ヨ有所をけぶ明るれば事故わるこの事ゝう
ぬ道ヨ道ヨをわしゝび法中と養とゝく帝
力ちく思石ヨ代捨ゝ

誠心録巻上

て天地の神たふ仏十方三世の仏ぶつこれを信仰し
たく祈ぶのひさ事のえを形娘よりわ
行ひ其時作る鏡の規模制度也
のひ物を紀人ぶ輙色ぶ其名を敬鏡
わ号ぶ物をもて婚儀ぶ必此鏡を書和
合の鎮守に用ひ物ぶ如水火者必互歓喜
似鴛鴦男女和敬するべし因縁わ以て
九鏡の下にを多の羽をもひ弩要の羽

を鏡の下に敷口傳わり凡鏡業ぶ入九鏡の下に
て色形をぶらけ〳〵ぶ子細わり此
傳密くうもて流布難取持ぶ唱事口授

二面一對

四詞日 麿日鏡 弁一ともと体ぶり
紅葉の寄を弁二ともと用也

一漢張良麿日鏡

俗裏形密傳也

右紀象れ鏡の来由を考ふ出不公黄石公兵法
乃極玄上剛の軍術ぶ用雪と云く其後漢張
良ぶ伝へ物ぶ代く兵法の密〻密と也り

志ある人我が延喜帝漢土に軍書并りみづ
ち鏡をもつて渡りたまひしの例をもつて
たづねたまふに日本上古の事なほ未代に重宝なるべし
文章博士大江維時とうけたまはりてあまたく得
まつらせよかしと黄金二万両禄をもつて唐
土へ渡さるべきのよし維時申し承りて唐土へ
渡りけるが三年経て震旦国に
渡る駒の千年将軍張良が末裔辰砂軍
よ対面して黄金をいたく持参をいたびよ麝香
黄鏡を乞ひ給へい辰砂将軍の沖宝張良より傳
はる秘蔵の軍書并びにみづの鏡輙く給へ
と申すに維時陛下達し喜慶身よりあつて東
乃ると其身をかたぐりみづの鏡本朝へ持
来しをひらき其旨帝よ養し天覧に備へ
奏給へば帝おのおのよろこびたまひみづの鏡
をもつて宝とされたく用ひたまひ其後

魔目鏡　住吉大明神より給へるひげ面やうなん
所持の唱事口解

一長命鏡

俗裏形法式自余より異炳誡あり所持の
御唱事口解

右長命鏡は我が花山院の御時寛和
元年乙酉六月廿日やはり真華阿闍梨と
なりて聖いとそめりけり其さま奇特の振舞
人々の記せり事許多あり中にも帝よりの勅
言の中に何う世より同出家事いとかなかと作
らもけれども聖敬而養しけるめぐ
あれ鏡の遠相とそうそうそうそうあれ誠よ
仙傳なれいうがそうあるあるんな
中とけもど御門感のめるで出
ど其後いそれ後あくまりもとの宣旨
勅の則さの華の園梨法長命鏡さり御門

一叢産鑑

白銅鏡九面

二面

日本記一書曰

伊弉諾尊曰吾欲生御宙之珍子乃以左手持白銅鏡則有化出之神是謂大日霎尊

右手持白銅鏡則有化出之神謂月弓尊

神代の例より多事をわり字れ出れば来人道本の代の婦人産之時鏡平産安穏の

婦人産唱事口授

産之時鏡平に持例

石叢産鏡の難産窮苦を平産よろせれ

故産の婦人迄小鏡より拭くいなるもの

うひのひ伝へ給へ叢産鑑わ記則

徑裏紋サヘ胎つくしむ事めくし書

より書さと

こそ圓なりけれ凡醫道の理にかなふべし

先此説などを云ふべし

小児三器之守常に佩ぶる事

儲君及公卿大夫諸子常に佩ぶ三器一ツは笏二ツは

剣三ツは鏡也配於天人地なりと云く

幕府及諸侯之衆子常佩三器一ツは扇二ツは

剣三ツは鏡也配於天人地と云く

明鑑掛牀脚上小児夜啼止むと云凡鏡は漢

宣帝有寶鏡如八銖錢能見妖魅帝常

佩之たまふ此故に小児の守にお添り候ぞ

萬衆邪を防深秘の法傳あるものなり

一面

一 避除天雷鏡

徑裏紋深秘密の傳也或は龍表芳含或は館

鋳て掛置て天雷避除べし壁に

右哥は

ちはやぶるはなりとゞろくとも小山田乃

いづくふかき葉山子るなり

法石奇の理をかぐらへし鏡用ひのへ

依元様製表作定日炳然
ありロ授

一天法水心鏡

石水心鏡と云ハ早魃の時雨請乃祈せに必
雨降やうなんと云ハ恵果より受海さづりうけて
其後空海ゟ伝ゟ規模制度ゟ伝ひ
鏡ハ唐ゟ倒わの楊刑呂暉と云人水心鏡と
造り則神門玄宗皇帝へさげ奉れと異国
集ゟ出る

○天照大神正月元日に鏡よりの様わり正月元
日ハ富ゟ長者の宅貧しき頃生小屋よりゟ
まぐるべく鏡の餅ゟ神ゟ藻ゟ
給ふ餅餅合くよいてぐるをひしし
又保二親人ハ鏡餅よりゆづり葉歯木海老橙
橘等ゟ佛ゟ日出度ゟこのすりゟ事ゟ元
日の朝ゟ其鏡餅ゟ何ひいろひるゟ食ゟ人

あり志ろに歳暮よりさとりしゆうハ遥送
元日の祝ひを為なる志るしなりといへり其
餅ハ仮令なり根源ハ鏡なり事のまゝなり
餅と鏡をなづけ親子ともなる神代より例
あり目出度説なり元日の祝よくもちゐざる鏡
の影上相なるふしぎなりので元日の朝寿祝
光ハ主君なりし元日ハ年の始なるひ二日ハ
月の始といふ三日ハ日の始なり説来元三なと

なりし統中元日の祝として一年十二箇月と合
受て福寿の主君事々いとへばとなし誠に
ふくじゅの吉時にちなみ事目出度瑞相と
なり四季一点の災なく八節大来喜慶を得
為に千方の祈祷に超てめぐりて祝ふ加之一鏡
一見六根清浄本来有心月明見と習ひし
路文のさかひをかんがみ給ふべし天衣を照す鏡ゆ
元日は新面人入我我入なる神像に眼を

はけ志づらるゝ人ろこゝろしわりげるや鏡の中ま
うつる我影ハ物ニ譬ぜられと譽をも不喜嘲
をも不猒六根清浄なる安樂乃我ね年始
よきん我わゝ鏡の中をみるべし我ハ其年
乃形貌なり何ぞこれに過ざりなる祈祷せん
ならんや

朝鏡を観望ひ日中の吉凶を知る事

○我人目に鏡を失るべ鬚眉ぐらく正事なし

清もど日ごに朝鏡を観母ハ己が影全体ら
上相に換る日ハよろしく好事の表示ゆるる
て七福則生の瑞相なる又因鏡を見る所に己
が影悪相に変じてうつる所日ハ必悪事の表
示ゆるなりて七難則生の瑞相なるされど　拾芥
抄云　貞信公夙起照鏡窺形体之変ゆるらく必そ
しく人をも朝鏡とて必らず見日中の吉凶をとし
給ふしめゆる例をなり　本草綱目　呉僧照一鏡

知来吉函之出處かくの如くなる所以也

の用例なれども公家武家社家寺家名

慎朝鏡親の御

鏡之面者邪吟味可二所持一事

或人のいはくなべて鏡の新像はかりの新像よりも

かたちの新像の正直のものなるべきやいなべて

皆鏡の新しき味

一育乳育

素性良衣

三度洗きよくこれを洗ひ

くるくるとまきとりて

鼠　鼻　口　乳　耳

大小乳房

長短乳房

方形乳房

肥痩乳房

凸凹乳房

大小乳房

色黑白乳房　陸月乳房

我乳房我身を

人乳房人見定事　誰に似人と思ふ人思ふ

或人の人のかたちも似るものなれども

の新よりなべて先似るかたちかくの如

ど偽々十面に分れまことに十面よりかたちの

人の相貌とかたちはいまだこれを何

れ美なるかたちも正直の新よりの

唯一たりとも唯一の正直かの成波しるし

しかも今に世小新しん元来鏡の

新正直なるものとそなはく叶ひまこと真之鏡かな

いつゝ正直なるべき鏡なせばなり世中は
鏡の絶てなきは同じく或は直に曲るべき
新わり或は邪曲の新わり曲は新わり一身の
得失と定るこの面のわるきは其人の相
貌は鏡の吾面なるべし水者方圓之器
隨てわるきものなれば況鏡
新わるくうるべし所詮を函悪を拓べし鏡
のはぢをうけまつれば好事は鎮守なく
行幸に於へし

金山一切衆生
福徳金陳号云

書物見
福人判ずれば吉
一
貧人苦しみ困
一
貧人苦しみ困
一

天福皆来地福を拓得べし先條に書しるべ
わるく約鏡の新わるく変ずる日好事の表示に
なるべし

吉鏡之歌像二十五種名相生相剋吟味
若尊天子新像わり　天照太神を鏡之中に吾新
視四将軍新像わり　深秘之密傳
国母之位新像わり　同前
后妃夫人之新像わり　同前

一　伐明王之影像わり　深秘之密傳
一　位至三公新像わり　同前
一　至公卿新像わり　同前
一　近君王新像わり　同前
一　得良臣新像わり　同前
一　得賢妻新像わり　万宝全書拾得鏡者招好妻之わり　同前
一　嫁貴女新像わり　同前
一　娶和睦之新像わり　同前

一　子孫栄昌之新像わり　深秘之密傳
一　生衣禄無虧新像わり　同前
一　無害新像わり　同前
一　慈悲乃新像わり　同前
一　威勢乃新像わり　同前
一　喜慶之新像わり　同前
一　田宅增新像わり　同前
一　官女之新像わり　同前

一　妓女の新像あり　深秘の密傳
一　富貴の新像あり　同前
一　長寿の新像あり　同前
一　無災新像あり　同前
一　福寿の影像あり　同前

右、或子孫栄昌の新像鏡の中ようつもるを用ひのべ、其百揚自慢にたべし、拾二十を極て新像ハ惟べ
右、吉鏡大吉の形る新像其形べ紀明よん
ひのもの、元黄金の色ちれうをとれを石よ

偏ゝ思義三弱宮弱
未盤年昌之門
夫婦偕老
生之天長寿繁盛昌門
孝子之家
孫家栄昌門
不目出家家
病門　傷死門
眷属門　やすらか門
入聟門　再嫁門
病人門　傷寒門
家不具門
危拙門

けけく紀明よ見分にしれ〳〵けうけまど低令
位至三公貴人ハ鏡亦三公の新像平生不形
ぬべく相生もべし殘ゝ位階ゝよ下男女ゝ不
ひちゝ位ゝ相冠せざるを絶義して霧
しのべ若人奴婢の輩位至三公鏡の新
像平生ゝ其鏡ゝ新ゝ已所ゝ相冠し
てハ七難ゝ和べしけまど　等海口傳抄云　鏡移
同走見之依鏡之善悪極吉物ゝ孔吉鏡ゝ

て秘蔵して持之秘函形鏡あるべきなり
ゆゑに是我と持像鏡やはらかくうけとるべしつ
へから猿ぬすむ吾函をとらんみ来る事也
疑ふべきと陽あり其況は載書のこと

函悪之鏡十五種人毎に教不可相事

一 貪職之新像わり　偏初也を不可相何況教学道
一 窮苦之新像わり　同前
一 憂愁之新像わり　同前
一 夭死之新像わり　深秘之奇伝
一 病之新像わり　同前
一 孤之新像わり　幼而無父曰孤　同前
一 獨之新像わり　老而無子曰独　同前
一 鰥之新像わり　老而無妻曰鰥　同前
一 寡之新像わり　老而無夫曰寡　同前
一 主辱危新像わり　同前
一 夫妻分離之新像わり　鏡之秘伝は万事万宝全書アリ　同前

一 魁姑丈一新像わり　深秘之密傳

一 魁婦妻一新像わり　同前

一 不仁不義之一新像わり　同前

一 絶子嗣一新像わり　同前

已上　或ハ絶嗣新像鏡の中ようつるとしらひ其
面相自ら嗣絶十口相ハ淮曾祝授口伝

右ハ凶悪之鏡也誠に鏡之中いようつるわるを
を入るとしらひ其人乃面を轉変し安し其鏡よりうつる事方
図に異なる水を入るがゆへ殊先條に書のふる

後代に同分家之子孫
[illegible]

三[illegible]
備中墨[illegible]
男子四の十人生[illegible]
貞[illegible]
[illegible]
保二[illegible]
氏[illegible]
妻[illegible]
妻[illegible]

鏡の新わりくうはまろ物を日中ゆ之凶
面に拓相なるをとゝへべ[illegible]鏡[illegible]
[illegible]所相自凶面に拓[illegible]
らわまで陸士衛曰歌過鏡則照影[illegible]
大き鏡の中ハ形過水[illegible]不逸吟味入ハ尋
常影をとゝ[illegible]
と逸[illegible]鏡の影を[illegible]
女を用の[illegible]文母の真を[illegible]

元亀年模しそうつもの後を年生打事大切

不孝のうん手

鏡之背模様之書函可遂吟味事　秘傳

山水屋形之絞　并母紙　秘傳

人形之絞　種く吟味　秘傳

鳥獣之絞　并虫類鼻類吟味　秘傳

女子丸鏡之鼻　但徒らの事　秘傳

千草萬木之絞　并竹　秘傳

梵字之絞　并室号不盛吹不可解義　秘傳

銘并姓名　秘傳

玄家武家御絞　秘傳

或一輪或二輪　并絞の禁忌　秘傳

るづくの柄付続ぎ絞二輪の喪ぶろい教て拵

のまづき正義のりのへぐしよゆし我人計日と

たるつしまと悔ぐつ　禁裏御紋　鏡其

背い一輪喪ぶろうしそのり模様未のんぐと

仏もただ一輪は柿の種のおそまをあれどゆへて
三公以下栖付するぬ湧るかゞみは二行よ代るる
さなくて剰ひのつべし元来鏡ハ涌がらぬなれど
そつくり荷ゑハ中りも日月をかゞやまもかの他
光りもでも四方をなる方鏡やなくはりしゑ
其例博古図録よ力ん同栖付鏡やのなハ異朝
母かりるもおよびど我邦母も往古母ハなそりし
るりやのことさらど仏唯なえき代乃さのやるなら

まゐら背のもなうりはけさ吉凶を論ぜるの
ことん我人少孔失ねの過ホ平生の業をれど
之母はおくらず志つハ又かく失を過も露汁な
きものハ志らぐ嗟鑑吹よ汚うかまうり大よ失大母
過るを蔵うも志らで彫鈴いおゆすし縦令其
鏡の面よくおを全よかりはわくで済べし畢
竟背も面をりらかもふ汚しきるの汚白ざら
仏まするのそて真の鏡乃かゞみ済りのるき

るさとぐれるを男も女をもの〳〵家伝
奉横恩不絶須彌禅寺号況常盤巽盤の御
ちりのあやまりをもかがみきよらかをもて
八食儀のあやまりをもこそ申されて
所持をの面前鏡之中小留不吉之事
○平生面前を掩しの鏡の中小其人の前傷
不吉
水を忽天火来りの又月輪を移して水を来り
向南方後伊
新像不吉不来

則時水を湧りあもとにあるべき人鏡者中小人
の面前も曇れるとてこそ〳〵ばかりまたば災人
八部鏡をば鑑吹よ磨をもをば勿神の
霊験
○古書唐太宗日以銅為鏡可以正衣冠
男子の初冠の時より柄付るを鏡を用ひ給
ふべし若日良辰の初冠をよろこばさるべ
其日国家度見初官寿常安常平の為八部守

のたまし宝一世之乃努く其面ちそらぶ続
をたてる世秘義して齢長させのすぐ不易
丹布拭ふさせてるるそ和そうれをそのか
ゞみけびこそりてもふてびみゞたあをけぐ
其徳乃ふ行ゞ但不曇りらゆう口傳授く
世嗣めゞゞ譲与させけう順義ゆうし文昌
無念汝親吾有鏡中矣七帖見聞見ゆ
女子ハ嫁吏約ゞそ一代のお世あまと殊吉日良辰

ゝうしうれゞさら其日り続基よ入多続日
お多乃初男女偕老貞心正直乃ゆ分れゆり
わゞ宝一世ゆ間努くゞゞゞ続けゞゞ世齢
伝さ世行ゞを不易よ秘蔵して行ゞ乃ゆこ
そゆゞうれ多続ゞゞそりてゞふてびみゞ
きゞゆさゞ乃ひゞゞ枢を続授く息
女よ譲与させゞゞ順義ゆうし 古奇よ
人乃ゆやよにゆゞてふゞのゆゞ伝

あひしきこれハ鏡とぞ見んれ此のおしへくか
らむ代々傳りまし家重代の宝鏡なるらん
此家の其中正義を補ひ傳りこそ人道なる大事
なるをしりと獨り祭祀の外具を祭祀肝要の事
あり丈夫婦ともに其誠のあるら代地て祭祀外
其祭祀も傳りし此殿ハ三つ川端川端に富貴させ
末長久なるべし祭祀神其感應を蒙りとの
ゆゑなり子々孫々永く教をまもり給ふべし

そもそもこれかゞみとりつくし火を求むれば忽天火
来り綿に又曇なる鏡をまこは出すをいかにも力とつ
得てし來りのひとをも天火ることはなりのなるり
是ハまこと正直ハ應神惠謀計ハ非禮なるとぞ
ゆゑの喩なり

〇宗廟社稷之御鏡造るべき人ハ古流でをる可
諸社并神輿之御鏡造るべき人ハ唯一神道之
根源八咫鏡之法傳先可受義なり受て事未受

上遷宮を勅られ申に御神鏡を造る事濫吹の至り也八咫鏡之異名
真経津鏡なりとも称す。真経津鏡は天地開闢
の鏡と云ものにあらず、此鏡は護国郡家なとか
唱鏡之文は、かつし神を此文の五句を唱へて暗
ずる鏡、神社に斎慎納る事、件の文に深意
有事あるべし。殊更に蓬莱不昧の理を合点して
作るべし。年来神社の御鏡或は先例或は時に新
造り出し給ふすれど八咫鏡の法伝を混淆せし

うつすべし、わづかに伝ふ法者は八咫鏡の法ある人を
知る人稀なりて此道おのづから陵夷し日々に
わざわざあまりめずらしくて伝ふる人も稀なるに
となれど白地なりとも止筆に任すと。
抑八咫鏡之法伝者云は称して我朝鏡の始なれば
此流儀の外に異流を以て神鏡を造る蓬莱邪路なる
為し正路なるを車に乗て海を渡らんとし舟に乗
ては陸地を往来せんとするに類するならん唯舟に乗て海を

入

後は車の乗りくは陸地を行末ならん能こそ
正路なるめ其理に虚霊不昧の理を含受しめるに
は霊を具不具之分識鏡之事は是也其本を乱
し霊を不具虚不昧の鏡ゆゑやいなん八咫鏡
やん法衍式不受未灌頂人は造る鏡は皆是虚
昧なるべしたとへばいはゞ鶏子を産の親ありて
あたゝめてハ其卵もすくすくとせれば似かり陽
霊を鏡に具とよふはすべていはゞ鶏子を産の親
の羽の下にあくあてゝ其形を生ずるがごとし
此理不運の典ありて世人の此ゆゑをしらず神と八
鏡やも云和州と一字略せしものなりいとも霊
不具鏡の事よわらで霊をもて具鏡ハ美玉に
似たり具同燕石毛礫の類なられ

一 神社之御鏡造る人依位階将衣東を改足傳凡
位階何程進てさも無官の鏡作の家なるらん
其かりとも貪欲に位階いかにすゝむとも

や鳴神なりとぞ天国一箇の神なれば
石凝姥の末葉なるまでなりぞ位階推量れ
も紙の冠裳束帯を着し境さらるるべ
き平の号内例なるもちろん皇居の御
鏡なるべきなり人の位階わるもの次第
位三公月卿雲客ホ又女の官位は一品二品三
品正一位従一位正二位従二位右妃夫人の位
鏡をたてらるるもくい其道者官位衣而

約束の言位より相対しこれを位と称事なるべ
雖ども不浄の源より月輪なるがゆえ
なるべし百王乃至万乃神物なるべ位家典礼儀のことを
後忍なるべきなり人げもすべ境内
より作者の妙名彫付なるべ其性名体
不離を合文なるべ右流豊類わるんや考
もべきなるべ人乃よりふまるる

せうひ又いかなる官位ある人の上座中にも立まぢ
きものにして御鏡の葉されどおまかせ安座
凡人の姓名をかきつけざる上座にもあらず其上
座げなる蒙理もあらずみんなくてそ鏡作の
法傳仮令ニ官をも衣ハ身すかりやうも又恒生ふ
屋かくさて鏡うへとも金殿玉楼之基
ふかなり其上座とも頭職がなり同じく家
の法傳なり何や恐れるべし慎むべし

一 神社之御鏡造る人ハ可極浄室焼所ニ　口傳
焼所の門に幣帛棚飾あり社より勧請也
吉日良辰より初てよし祈くし口解

一 神鏡造人ハ崇敬之大事有中臣よみとも可読
其外密々口傳付請道具改

一 神鏡鋳銑之大事有て密々秘かにありて銑
始もあり番匠の家に釿の始に同じおのひとつ

一 神鏡を作る人ハ要精進食あり一大事之傳すり哉

海の物或ハ川の物或ハ山の物迄一代の精分食も有
其外不浄等もあり口傳

一神鏡を造人調子

秘傳

一神鏡を造家内浄連と雲所定例あり

一神鏡を造人服忌令法式常より不浄器池の蓮
ハ色汚穢不浄なれば不浄鏡作り造り家
池の蓮ハ不浄なるべし

一神鏡を造ハ小振を禁忌せしめ小振鍛練有

秘傳ハ埋銅ハ小振なり掠神明理
鏡の小振の金鐵神鏡ハ中よりなど朝改
障ハ其鏡ハ質ハ
鏡の中の新と同一体なり同一神なるゆへ
新人の質と振ハ鏡ハ中ハ
つゝみ新と振ハ紙なり
あるべき法事なとれ寸長
麿ハ足麿なるゆへ寸なるゆゑ

ゆゑあきらかに尺魔のさはりやうなる障と
成がたく身の形政ありやうなれば相文書曰額
業者飛人一世業達けと高く固藝業飛鏡
之中にひろきのひかりてらすがけと内一
術御飛手の見げなかに一世業達し形
政なども正しく万機諸願成就目出度なれ
記

一神鏡を遠ひ影像正直を波るべし

秘傳

三種神祇に叶ふ

神璽之玉ハ柔にして和らかなるなり
寶劔者　剛にして強きなるなり
内侍所鏡ハ　正直にして明らかなるなり
殊更天御中主尊鏡のごとく分明なる正直
の智を以て山海瀆洞ぐまで有りしのぐ下に
遺賢もなく万民其所を得るまでと此右視し
なかに深く伊勢をはじめ其外諸社に納め
御鏡の影像正直にして神慮にかなふ叶

神

いんや神魂のよりかるるべきものとなり納てい祝祷なも
なるべきなり

一神鏡を磨造文もち重ね造文まるべく努く鏡も
墨もせざるべきと神宮の神鏡のごとくべく若神宮
式年御鏡墨ぬりの日蝕月蝕あるべきなり
百室全書より鏡の晴るべき日ゆるるれば
もるべく又本草綱目より鏡鑑のべの俗名号
楊妃姫ぬるべきなり鏡の社神興ぬり

掛ぬるべき神さびるわりる金儀
ぬるべく舞磨をぬる事ぬる事家くよ法
傳わり輕き業よりもわるべき皆是神を敬のこと
ぬるべく鏡を磨秘密の事餘工知者を
ぬる深きなり故唐仙人の術より鏡磨事貴
為磨鏡人の疾若治しめるべきなり列仙傳見
一炭置所被わり
炭炭のまよ神のまよ神鏡造家丹改事
神魂造家丹改事一大事ぬるべきなり

(火)
一別火所清め
ゑ宿ゑ下火のゑうゑ服忌令のゑうゑ
神鏡作り家より改事

(土)
一鏡ゑ範ゑ土の授わり　神鏡作り家より改事
九背の紋歌ゑ形拵ゑ大事わり口傳

(金)
一神鏡と造ゑ金ゑ捌改授わり　秘傳
但五金ゑ範ゑ一ゑ黄金二ゑ銀三ゑ錫四ゑ
銅五ゑ鉄ゑ合ゑ是なり極ゑの
最ゑ百ゑ銀秘わり黄金と云ゑ

(水)
一神鏡と造磨水ゑ清め　別ゑなゑひわり
神鏡と作ゑ八百村の境池の水ゑくみ
作ゑ例ゑ苔時八咫鏡と磨ゑ作ゑ
ゑのゑゑ志ゑのみゑゑど境ゑの
作法元日の若水とひとび年中鏡みゑ

造所の鏡ゑ作ゑ日ゑ限ゑ
なゑゑゑ作ゑ特の境八月の満ゑ晴なゑ

凡此鏡を作る業ハきまり二三行有る……
之業ハ磨大概……
三箇ちの巳右ちる……自然に遠州……
[redacted]大御鏡大権……
建立の足氏を……小笠原木標……
五人……
みるちろ……
一寸も……
あかりし……
[redacted]
まち内……足氏……万人
大仏有行……米田道力……

又ひかりの文鏡ハ乾坤の五ツの数を旋と云
一ツ者五行色あり二ツハ五体三ツハ五星是を
四ツ者五方五ツハ調子合爻を乾坤五ツ乃
数をあらはすは凡かくれたる事なるらんや鏡
一面くまなく将合爻して代々かんごとあひて
や九条殿遺誡日中行事にも属星を唱て
次に鏡うんのかゝるん新田義貞の軍記にも
同右衆邪を除くためなりし身ざ行のしるしや

……と……藤原……

太山府郡政行
循ひのとく
あ人に在り

右十七箇條ハ諸社乃御鏡造るとき次第明流を
汲行の数あまり御のかはし強神社の法
鏡ようろ色ろ〳〵皇居等の御鏡造り作
法神社也まつさる人鑑吹よそへるを病誡する或ハ
神社の御鏡作る場也は必其御奉行するの数字図
あるハ御祈禱書等を詳にして初中後の法式
殊勝なすべし又其高位貴人方の御鏡作り右
にあるハ一口傳ありもて年来秘みつかる

法例正義を通さるべきかの殊
教を慎まざれば道よりふるまひし
性にさかひ性をたがへざるべし天はさう
じて罔邪其誠を尊ぶ徳博而化
とべし徳博化とは賢神制作の流方機
に改を含受し夫婦異といえど武百里千里乃
外まぐ夫婦通達し行ひやうへど山海を隔ずも
海をたがへらるべし神変通力自在なるべし又九

天地乃下にまぐ鏡の夫婦照徹
徳博而化とはこれ也しかるべしてこれ女を兼ね
鸞鳳を未儀せるうるはしく
るいわれを明らかに聖代乃
すなわち祝ひのべ天地の年の比禁裏
みなを内侍女官ともまうしてこれ
てさつらひけるとて清慎公をまうしたのひそ
内侍すべくに申けるとて
内侍めうん世にかくべ

やうにひるがきなりみぐるしてのまやかの字多かり
南殿の桜の木より色のつの光くるとて
てわらたる物ゆまと事山を焼ぬまけくお
ぬ日もを枯ひくるものまそうけつがるん加く
昊姐やまりなるが南ば色の頭色根よりまぐ
うるりまりて肝よ陪かぐけるくおもりめり
事神なるとまるぎれかるる昊姐ぐや元来鏡作
大明神い余祢よ起を伊ゆまと王城の鎮守さ

鬱い肥前国遠石郡遠石宮造下略
祈祷
日々持ち日後鏡
国を心任せ
ゆれい入ぬ
而はを
ゆるるかい
神威の徳弘流る昊姐と知るべ〜尤鏡作
大明神い和別八百村よ起をもるを世のひて六十余
刀大小の諸社鏡のあるる祖答みるかるら
せるるぐ中世を王城を内侍所鎮よるり
ゆべ〜ゆもば一天四海安全泰平風雨順時五穀成
就護国都家と合文〜鏡造るるべ天地の変
やるがきき事をわるぐ吹風枝をるるぐよ
るれ面魂を彼らぐ民百姓竈ゆぐるひ豊よ倍

家く[illegible]

[illegible]

日い末世り[illegible]

[illegible]

[illegible]

作之勸励するなれば怨まるゝを不顧唯昔時の
例よりもつとも不相敵てうやまひ尊ぶの
ごとく欽てゝ作しみよりのわるゝ子く
治〳〵余の不作之勸励をゆゞ色ゞと一向よすべし

明鏡誠心録巻上終